

# 京丹波町立蒲生野中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

京丹波町立蒲生野中学校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京丹波町・家庭・町民、その他の関係者との連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「京丹波町立蒲生野中学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」をおく。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門的知識を有する者、その他の関係者を加える。  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談部代表、各学年主任、（スクールカウンセラー等）
- 3 「いじめ対策委員会」は毎月開催する。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
  - (1) 「基本方針」に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実行・検証・修正
  - (2) いじめの相談・通報の窓口
  - (3) 関係機関、専門機関との連携
  - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者、関係機関、専門機関との連携等、対策方針の決定
  - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、聴取等によりその原因について把握し、いじめであるかの判断
  - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
  - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

## 第2 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめは、どの子にも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど、人権尊重を基盤として豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない子どもを育成するために、全教職員が一致した体制の下、学校・家庭・地域社会・関係者等が一体となり、いじめの未然防止に継続的に取り組む。

### 2 いじめの未然防止のための取組

- (1) わかりやすく活力と規律のある授業づくりの推進
- (2) 互いに認め合い、自己肯定感が高められ一人一人が大切にされる学級・学年・全校集団づくりの推進
- (3) 日常的・計画的・実践的な人権教育の推進
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
- (5) 豊かな心と正しい価値観を育む取組の推進（道徳教育、生徒指導、特別活動）
- (6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
- (7) 保護者啓発の推進
- (8) 関係機関との連携の強化

## 第3 いじめの早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけ合いを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。

### 2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 情報の集約と共有
  - ・ いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、各学年主任をとおして全教職員でも共有する。
  - ・ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。
  - ・ いじめが疑われる兆候をとらえたら、全ての教職員が当事者意識をもち、一致団結して、すぐに防止・対応するための行動に移る。
- (2) 全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査、QUテストの実施
- (3) 相談体制の整備と周知
  - ・ 生徒や保護者の話を傾聴する環境を整備する。
  - ・ 教育相談週間を定期的（6月、10月）に、また、随時実施する。
  - ・ スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーと情報を共有する。
  - ・ 校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。（管理職、学級担任、または相談しやすい先生の誰に相談してもかまいません）
- (4) 保護者との協働
  - ・ スマートフォン、携帯電話やパソコン等を介したネットいじめ等に対する注意喚と家庭内でのルールづくりを推奨する。

## 第4 いじめに対する取組

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体で共通理解し、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑われる行為を発見した場合、また、相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に、関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に報告するとともに、京丹波町教育委員会に報告する。
- (4) 被害生徒とその保護者への支援を行う。
  - ・いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた生徒が安心して、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
  - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な心のケアなどの支援を行う。
- (5) 加害生徒への指導を行うとともに、保護者に学校の取組方針を報告し、よりよい成長へ向けて協力を求める。
  - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為になるおそれがあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、加害生徒への支援を行う。
  - ・学校と保護者が連携して以降の対応を適切に行えるよう、取組方針を報告するとともに、児童のよりよい成長へ向けての協力を求める。
  - ・加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有することが必要である。ただし、このような場合「いじめ」という言葉を使わず指導する等の柔軟な対処も可能である。
- (6) 生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても、いじめを自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互いの命と人権を尊重し、認め合う人間関係を構築できるような学級等の集団づくりを通して、一人ひとりの子どもの健全な育成を促す。

### 3 ネットいじめへの対応

- (1) 生徒が周りの大人に相談しやすい環境づくりに努める。
- (2) 誹謗・中傷等、ネット上の不適切な書き込み等については、被害生徒の保護を最優先に対応し、直ちに削除する措置をとる。
- (3) ネットいじめの背景には従来のいじめがあることも想定しながら、迅速に被害生徒を保護するとともに、加害生徒を指導する。
- (4) 情報モラルに関する指導を推進する。
- (5) 保護者及び関係機関等と連携する。
- (6) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。

## 第5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### 1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### 2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 第6 重大事態への対処

### 1 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) いじめにより生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が年間約30日程度以上の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあった場合。

### 2 重大事態が発生した場合は、直ちに京丹波町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び京丹波町における「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

- 3 学校で行う調査の状況については、被害生徒及びその保護者に対して、必要に応じて適切に情報を提供する。
- 4 調査結果を京丹波町教育委員会に報告する。
- 5 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の再発防止のために必要な取組を推進する。

## 第7 関係機関との連携

### 1 家庭・地域との連携の推進

- (1) PTAとの連携の下、研修会等、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組を、ホームページ等で積極的に発信する。

### 2 関係機関との連携の推進

加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。

### [年間計画（概要）]

|             |                | 生 徒  | PTA・保護者   | その他  |
|-------------|----------------|--|---|--|
| 1<br>学<br>期 | 4月<br>～<br>7月  | ○学校生活リエンション<br>○非行防止教室<br>○いじめ調査①<br>○教育相談週間（二者面談）<br>○QUテスト①<br>○人権学習<br>○学期の振り返り | 家庭訪問<br>PTA総会・学年PTA<br>PTA各役員会<br>学年PTA<br>三者面談 | 道徳（価値観）<br>学級活動<br>学級・学年リーダー会<br>あいさつ運動<br>（生徒会）       |
| 2<br>学<br>期 | 8月<br>～<br>12月 | ○教育相談週間（二者面談）<br>○QUテスト②<br>○いじめ調査②<br>○人権学習<br>○学期の振り返り                           | 三者面談<br>PTA各役員会<br>PTA人権講演会<br>学年PTA            | 道徳（価値観）<br>学級活動<br>学級・学年リーダー会<br>あいさつ運動<br>（生徒会、PTA連携） |
| 3<br>学<br>期 | 1月<br>～<br>3月  | ○生活・授業アンケート<br>○いじめ調査③<br>○学期の振り返り   | PTA各役員会<br>学年PTA                                | 道徳（価値観）<br>学級活動<br>学級・学年リーダー会<br>あいさつ運動<br>（生徒会）       |

令和3年4月1日改定  
令和6年4月1日改定